

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I使用施設の申請及び管理に係る面談

2. 日時：令和2年7月16日（木） 13時35分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮本安全規制管理官（放射線規制担当）、谷本放射線安全審査官、笠原放射線規制専門職

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

林田管理官補佐、田上係長

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 JAEA分析・研究施設PJグループマネージャー
他1名

放射線・環境部 部長、保安総括グループマネージャー 他2名

放射線取扱主任者

日本原子力研究開発機構

福島研究開発部門 福島研究開発拠点大熊分析・研究センター

施設安全部 部長 他1名

5. 要旨

(1) 本日の面談に先立ち、令和2年3月13日に実施した前回の面談^{*}において、原子力規制庁から説明を求めている事項等について、4月10日に東京電力から説明資料（資料2）の提供を受けた。

これに対し、5月8日に原子力規制庁から質問事項（資料4）を提出したところ、5月29日に東京電力及び原子力機構から回答（資料3）があり、その中で、大熊分析・研究センター放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）のR I使用に係る申請についても東京電力が実施する方針にて再検討する旨回答を受けていたところ。

(2) 本日、(1)の再検討結果として、東京電力及び原子力機構から、配付資料に基づき、主に以下のような放射性同位元素等規制法（以下「R I法」という。）に係る申請の方針が示された。

- ① 第1棟を運営する原子力機構がR I法に基づく申請を行う。
- ② 第1棟のR I申請にR I廃棄施設を追加し、第1棟内でR I管理を完結できる申請を行う。
- ③ 東京電力でも、大熊分析・研究センターとは別に、分析に係る非密封R I使用許可の取得を計画しており、その中で、第1棟で発生したR I法・原子炉等規制法両規制の対象となる廃棄物の東京電力受入れを具体化する。

(3) これについて、原子力規制庁から、東京電力及び原子力機構に対し、主に以下を伝えた。

- ① R I法に基づく申請の主体は、原子炉等規制法と同様に施設の安全管理等に責任を負う者となるべきと考えており、これまでの説明を踏まえれば、R I法の申請主体も東京電力とすることが合理的ではないかということを示し上げてきたところ。
- ② その上で、今回示された方針により原子力機構がR I法に基づく申請を行う場合の前提が、
 - ・原子炉等規制法に基づき東京電力が特定原子力施設として認可を受けた第1棟について、JAEAがR I法の使用の許可を受けようとしていること
 - ・第1棟には、原子炉等規制法の規制対象（特定原子力施設で発生した汚染物等）、R I法の規制対象（分析時の添加等に使用する非密封線源）及び両法の二重規制を受けるもの（分析物、分析後の廃棄物）が存在することであることを踏まえ、原子力機構がR I法に基づく申請を行う際には、以下の点を整理する必要があると考える。
 - イ 許可者が異なる場合の二重規制下における管理（管理区域の管理、被ばく線量管理、健康診断、教育訓練、事故通報等）について
 - ロ 二重規制を受ける廃棄物の管理について
 - ハ 福島第一原子力発電所隣接地に立地しており、敷地線量が高いことを踏まえた、第1棟の事業所境界等の線量評価について

(4) これに対し、東京電力及び原子力機構から以下の説明があった。

- ① イについては、一元的に第1棟の運営者である原子力機構が管理を行うものの、特定原子力施設の認可を受ける際に作成した覚書等に基づき、東京電力が特定原子力施設の統括管理をした上で、原子炉等規制法に係る対応は東京電力が、R I法に係る対応は原子力機構が行う。
- ② ロのうち、
 - ・気体廃棄物については、フィルタを通した後、排気濃度限度以下であることを確認した上で排出する。なお、R I法関係の排気については、R Iの使用量等から、発生時点で排気濃度限度以下であると評価しており、フィルタを

通過するのは原子炉等規制法対象の廃棄物のみであり、フィルタはR I 法対象外と考える。

- ・液体廃棄物については、送液前に、液体中のR I 量を評価し、送液後の受槽中のR I 濃度を排水濃度限度以下に管理した上で、東京電力に原子炉等規制法対象の液体廃棄物として引き渡す。
- ・固体廃棄物については、第1棟内に保管廃棄設備を設け、保管廃棄する。将来的には、東京電力が自らの分析施設を設けR I 法に基づく非密封線源の使用許可を受けた場合、原子力機構は、東京電力の固体廃棄物施設に、保管廃棄を委託する。

- ③ ハについては、事業所境界を第1棟の建屋外壁に設定し、屋外の線量が高いことを踏まえ、建屋内の測定結果から間接的に評価する。

(5) この説明に対し、原子力規制庁から以下を確認した。

- ① 気体廃棄物の扱いについては、R I の使用量等から、発生時点で排気濃度限度以下であると評価し、測定しないとしているが、R I 法上要求される汚染の状況確認のための排気の測定要求を満たすための具体的な方法を説明すること。

なお、同様にフィルタはR I 法対象外としているが、併せて説明すること。

- ② 許可を取るべき事業所の設定については、R I 法における事業所境界の評価を考慮して決まるものではなく、一般論として、物理的要因（敷地）及び管理的要因（組織や管理体制）で決まるものであると考える。今後、大熊分析・研究センターでは第2棟の建設も予定されており、これもR I 法規制の対象となる可能性もあるところ、どの範囲を事業所として設定した上で、第1棟の外壁を事業所境界としたのか説明すること。

- ③ 敷地等の線量が高い状況は、原子炉等規制法に基づく特定原子力施設の認可において東京電力の事情として考慮されたものであり、今回R I 法に基づく申請を行う原子力機構の事情ではない。これを踏まえた事業所境界における線量評価等の適用の考え方を説明すること。

(6) 東京電力及び原子力機構から、これら確認事項について整理し、回答したい旨の発言があった。

6. 配付資料

- 資料1「JAEA放射性物質分析・研究施設第1棟のR I 法使用許可申請方針について」（2020年7月16日 東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料2「放射性物質分析・研究施設第1棟R I 使用施設の申請方針について」（2020年4月10日 東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人

日本原子力研究開発機構)

- 資料3 「原子力規制庁の質問事項（2020年5月8日付）に対する回答」（2020年5月29日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料4 「「放射性分析・研究施設第1棟R I 使用施設の申請方針について（2020年4月10日付）」に対する質問事項について」（令和2年5月8日 原子力規制庁 放射線規制部門 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）

※「放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I 使用施設の申請及び管理に係る面談」（令和2年3月13日）

<https://www2.nsr.go.jp/data/000307882.pdf>